

## グローバル外為行動規範

### マルチディーラープラットフォーム・ディスクロージャーカバーシート記入の手引き

この文書は、プラットフォーム・ディスクロージャーカバーシートの記入方法について市場参加者への指針を記載したものである。別段の記載がない限り、このカバーシートで使用される用語は、グローバル外為行動規範で定義された通りである

([https://www.globalfxc.org/docs/fx\\_global.pdf](https://www.globalfxc.org/docs/fx_global.pdf))。

プラットフォームは、多様な参加者で構成される、外国為替市場の一セグメントである。また、環境によっては、取引所、取引プラットフォーム、インフラストラクチャ提供者、アグリゲーター、テクノロジーサービス提供者として位置づけられる市場参加者もこのように呼ぶことがある。GFXCは、ファシリティ、システム、プラットフォームを運営する市場参加者や、多数の市場参加者／ソースから入手した価格を提示する機関がマルチディーラープラットフォーム・ディスクロージャーカバーシートを記入することを想定している。参加者は、これらのプラットフォームを通じて外国為替取引を執行することができる。疑義を防ぐために付記すると、シングルディーラープラットフォームを運営する流動性提供者はここには含まれない。その流動性提供者は、流動性提供者ディスクロージャーカバーシートの記入を検討すべきである。

このカバーシートへの記入を行うプラットフォームは、グローバル外為行動規範の遵守意思表示に署名した法人とこのカバーシートの対象法人との違いを説明するために追加的な開示が必要か否かを判断すべきである。

#### セクション1：プラットフォームの特徴

セクション1はプラットフォームに関する説明的情報を示す。

項目	説明	回答の種別
会社名	市場参加者の名称。このプラットフォームが属するグループ全体でも特定の法人でもよい。	自由形式。
プラットフォーム名	プラットフォームの名称。一社が複数のプラットフォームを運営できる。	自由形式。
商品	プラットフォームで取引される商品の種類。一つのプラットフォームが複数の商品を提供できる。	自由形式。 回答例：為替スポット、為替先物、為替フォワード、NDF、為替スワップ、為替オプション等。
取引執行	プラットフォーム上でその商品の取引がどのように執行されるか。商品の取引は複数の方法で執行できる。	自由形式。 回答例：RFQ/RFS、オーダーブック、ストリーミング、オーダー（アルゴリズム、フィキシング、指値オーダー）、オークション等。
規制枠組み	プラットフォームの法的形式。場所と規制当局の認可によって一つのプラットフォームが異なる形式をとってもよい。	自由形式。 回答例：取引所、SEF、MTF、RMO、規制対象外等。

## セクション2：匿名性のレベル

セクション2では、そのプラットフォーム上で取引のカウンターパーティがどの程度特定されるかを概説する。プラットフォームは、複数レベルの匿名性をユーザーに提供できる。また、一部のシナリオでは、利用者がさまざまな匿名性レベルで自己の流動性プールを集約することも可能である。よって、プラットフォームは4種の匿名性の中から複数のレベルを選択できる。

匿名性のレベル	説明	回答の種別
完全開示	取引の前後にカウンターパーティが特定される。	チェックマークを入れる
取引後にカウンターパーティ名が開示される	一般に取引前にカウンターパーティが特定されることはないが、取引後にカウンターパーティ名が開示される。	チェックマークを入れる
取引後にタグが開示される	一般に取引前にカウンターパーティが特定されることはないが、取引後に固有の識別コード（「タグ」）が提示される。	チェックマークを入れる
完全にアノニマス	取引の前にも後にもカウンターパーティが特定されることはない。	チェックマークを入れる

## セクション3：プラットフォームの開示事項

セクション3では、プラットフォームの主な開示事項について概説する。開示事項のカテゴリの中には特定の種類のプラットフォームにしか当てはまらないものもある。例えば、完全開示型プラットフォームには、タグ管理に関する開示文書はない。よって、このような場合、プラットフォームは特定の開示事項のカテゴリに「該当なし」と記入してよい。

開示事項のカテゴリ	説明	回答の種別
基本的な開示文書	詳細な開示文書へのリンク。プラットフォーム・ルールブック、ユーザーガイド、操作手順、またはこれに類する文書が考えられる。	リンク（複数可）
資格要件	そのプラットフォームで取引を行うための資格要件。すなわち、そのプラットフォームで取引できるのは誰か。  これは、プラットフォームの法的形式もしくはプラットフォームが受けた規制当局の認可（またはその両方）で定義することができる。	自由形式。  回答例：誰でも可、PB/カウンターパーティとのダイレクトクレジット、最低限の知識レベル若しくは財源（又はその両方）を要する等。  プラットフォームは、この開示を促進するためにメンバーシップ契約とリンクさせることができる。
ラストルックポリシー	ラストルックに関するそのプラットフォームのポリシー、およびそのプラットフォームのユーザーがラストルックを利用できるか否か。	マーク欄： - ファームプライシングのみ - ラストルックのみ - 両方 プラットフォームは、ラストルックポリシーについて述べた特定の開示文書へのリンクを記載することができる。

開示事項の カテゴリー	説明	回答の種別
タグ管理ポリシー	<p>タグは、いくつかのプラットフォーム上で取引を行う利用者に割り当てられた固有の英数字識別子で、カウンターパーティの身元を完全に開示する代わりに使用される。</p> <p>このセクションで、プラットフォームは次の事項を開示できる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- タグ開示のタイミング：取引サイクルのどこでタグが示されるか。</li> <li>- 拒否された取引のタグ：これは、取引が拒否された理由ではなく、取引を拒否したカウンターパーティの特定に関わる情報である。</li> <li>- タグカラーポリシー：グローバル外為行動規範の原則22に書かれているように、「タグを用いる取引プラットフォームの運営者は、開示文書（ルールブック、ガイドライン等を含む）に明記された利用者情報（カラー）のみを開示すべきである」。カバーシートのこの部分で、プラットフォームは、タグカラーポリシーについて述べた開示文書へのリンクを表示することができる。</li> <li>- 再タグ付けポリシー：グローバル外為行動規範の原則19に書かれているように、「タグを用いる取引プラットフォームの運営者は、『再タグ付け』の方法が目的に適合すること、及び、ある市場参加者がすでに別の市場参加者との取引を回避するよう要請している場合に、参加者間の取引を促進する目的で使用されないことを保証すべきである」。カバーシートのこの部分で、プラットフォームは、再タグ付けポリシーについて述べた開示文書へのリンクを表示することができる。</li> </ul>	<p>タグ開示のタイミング：</p> <p>マーク欄（両方にマークを入れてもよい。また、タグを提供していない旨を記載してもよい）：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 取引前</li> <li>- 取引後</li> </ul> <p>明確化のための情報（例えば、取引後タグが共有されるタイミング、利用者によってタグを受け取るタイミングが異なるか否か等）は、自由形式のテキストボックスに記載できる（タグを提供していない場合もここに記載してよい）。</p> <p>プラットフォームは、タグ付けポリシーについて述べた開示文書へのリンクを記載することができる。</p> <hr/> <p>拒否された取引のタグ表示</p> <p>ドロップダウン：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 有</li> <li>- 無</li> <li>- 該当なし</li> </ul> <p>プラットフォームは、拒否された取引のタグが利用者に提供されるのはいつか、どのように提供されるかが記載された特定の開示文書へのリンクを表示することができる。これは、上記の「タグ開示のタイミング」に関する開示文書へのリンクと同じでもよい。</p> <hr/> <p>タグカラーポリシーおよび再タグ付けポリシー</p> <p>プラットフォームは、タグカラーポリシーおよび再タグ付けポリシーを記載した特定の開示文書へのリンクを表示する。</p>

開示事項の カテゴリー	説明	回答の種別
データ共有ポリシー	<p>プラットフォームにおける開示／匿名全体での取引活動は大量の市場関連データを生み出す。これらのデータは流動性提供者、流動性消費者双方の取引活動にとって重要であったり、時には不可欠であったりする。</p> <p>グローバル外為行動規範の原則9に書かれているように、「外国為替電子取引プラットフォームを運営している市場参加者は、複数の流動性提供者を受け入れる場合、該当する開示文書（ルールブック、ガイドライン等を含む）内のマーケットデータポリシーに少なくとも、このマーケットデータがどの程度の粒度で、どのユーザータイプが、どのような頻度と時差で入手可能か、を明確に述べること」。</p>	<p>プラットフォームは、データ共有ポリシーに関する開示文書の関連項目へのリンクを表示する。提供される詳細さのレベル、どの利用者種別が可能か、このマーケットデータが入手できる頻度と待ち時間に関する情報を記載する。</p>
遵守意思表示署名者である旨の明示	<p>グローバル外為行動規範の原則22に書かれているように、可能な場合、アノニマス（匿名）取引プラットフォームは、取引のカウンターパーティ又は見込みカウンターパーティがグローバル外為行動規範最新版の遵守意思表示への署名を表明したか否かをユーザーに開示するよう努力すべきである。</p> <p>この開示欄を使って、プラットフォームは、カウンターパーティ及び見込みカウンターパーティの規範署名状況を利用者に開示するか否かを示すことができる。</p> <p>グローバル外為行動規範の原則22に書かれているように、 「遵守意思表示への正確かつ最新の署名状況をプラットフォームに伝達する責任は全面的に利用者が負う。これに対し、プラットフォームは、当該利用者が提出したこの情報の保存及び報告のみについて責任を負い、利用者の行為に関して一切の表明を行わない。遵守意思表示に関する利用者のステータスに何等かの変更が生じた場合は、プラットフォームに対して当該情報の更新を行う義務を利用者が負う。」</p>	<p>署名状況の明示（ドロップダウン）：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 有</li> <li>- 無</li> <li>- 該当なし（例えば、カウンターパーティ又は見込みカウンターパーティの規範署名状況を利用者が認識できる開示型プラットフォームの場合）</li> </ul> <p>プラットフォームは、利用者の規範署名状況の明確化及び共有の有無、並びにその方法を記述した開示文書の関連項目へのリンクを表示することができる。</p>